



平成25年 **6月議会報告**

無所属・庶民派 寺本ひろゆきです

一般質問1

**なぜ税金のムダ使い制度を拡大するのか！！**

豊橋市は今年6月1日から以下のように、安いと入札が失格になる「失格判断基準」（最低制限価格制度と同じ）を建築資材や人工費（多くの人件費）を伴わないコンサルや設計の委託業務にも拡大しました。

予定価格の55～60%の入札は失格とする、という失格判断基準を導入した。

この制度改悪によって落札額が大きく変わります。これを、これまでの入札事例をあげて紹介します。

※ 事例1、新植田住宅立替実施設計業務（平成23年5月13日開札）落札方式：価格競争

コンサル：予定価格（税抜き）44,919,600円

落札決定金額（税抜き） 9,300,000円 （実勢価格 1,200万円）

業者名	いままでは入札結果 (落札額は930万円)	結果	予定価格に 対する%	改悪後の入札結果 (落札額 3,112万7000円)
(株)柳伸建築設計事務所	9,300,000	<b>落札</b>	<b>55% ~60% 以下</b>	<b>失格</b>
(株)不二設計	11,800,000	参加		
(株)アーチザン	12,800,000	参加		
(有)エム・プロダクツ	14,800,000	参加		
(有)シュウエイ	31,127,000	参加		
			<b>69.2%</b>	<b>落札</b> になります

**差(ムダ)額 2,182万7000円**

改悪前は930万円の落札ですが、改悪後は31,127,000円の落札になります。その差額、2,182万7000円は市民の血税が無駄に使われます。この1件だけでもサラリーマンの平均収入の約5年分です。

**低入札価格というトリック**



豊橋市の改悪制度導入の理由は「落札価格が低価格だと労働賃金や労働条件が心配」ということだが、

寺本の庶民感覚では「なんで安いといかんの？市民の血税を使うのに」ってことです。庶民はそう思います。地方自治法2条14項には税金を使うものは「最少の経費で最大の効果を挙げなければならない」とかいてあるではありませんか！本当に心配なら徹底した行政改革から労働者の所得税、住民税を減税することです。可処分所得が増えなければ労働者は報われません。借金増やして特定業者に税金で利益供与するような方法では市民は元気になれません。

この制度導入は堀内副市長を会長とする豊橋市入札制度検討会議で決定されました。この改悪制度を民間会社がおこなったらどうでしょう？役員会で取引先の賃金や労働条件が心配だか

ら「今月から契約額を5割高く契約する」なんてことは株主訴訟で背任罪に問われます。役所の常識は世間の非常識！！市民の血税ですぞ！

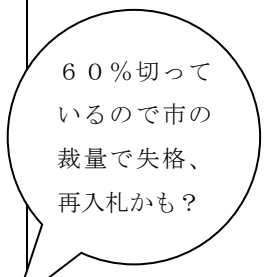
豊橋市が改正理由として「落札価格が低い」というトリックは実勢価格とかけはなれた予定価格設定にあります。実勢価格（相場）は入札業者上位から3分の2までの入札価格の平均です。

事例1の実勢価格は1,200万円、事例2は1,200万円、事例3は870万円ですから、落札率は実勢価格の74%です。豊橋市がいう低すぎる落札額ではありません。公正公平な競争の結果です。

※事例2、南陵中学校体育館・プール改築実施設計業務 H23年5月13日開札 （実勢価格 1,200万円）

コンサル：予定価格（税抜き）34,185,000円 落札決定金額（税抜き） 9,650,000円

業者名	いままでは入札結果 (落札額は965万円)	結果	予定価格に 対する%	改悪後の入札結果 (落札価格は1,940万円)
(株)アーチザン	9,650,000	<b>落札</b>	<b>55% ~60% 以下</b>	<b>失格</b>
(株)不二設計	9,800,000	参加		
(株)柳伸建築設計事務所	11,800,000	参加		
菅沼眞一建築設計事務所	13,800,000	参加		
(有)シュウエイ	14,780,000	参加		
(有)山本利州建築設計事務所	15,260,000	参加		
(株)浅井建築事務所	16,800,000	参加		
羽田建築設計事務所	19,400,000	参加		
			<b>56.7%</b>	<b>落札</b> になります。



**差(ムダ)額 975万円**

日本はチャンス平等、自由競争自由経済の国です。国内での公正な競争によって安価で高品質なものづくりを達成して世界に勝ってきたのです。行政が、手をつないでゴールするような入札制度を行ってはいけません。価格統制と同じです。

「競争なくして進歩なし」成長経済も財政再建もなし得ません。

震災地東日本は工事入札の不調が多いと聞いております。入札者すべての予定価格オーバーが原因です。建築資材や人件費高騰による結果ですが、工事は必要ですから職員が予定価格を3割~4割アップして再入札を行なっているとのこと。

最新の実勢価格に反映していない予定価格設定の結果でしょう。公正な一般競争入札の中で最低価格者を落札者とすればいいのです。

現在豊橋市の行なっている入札で年間10億円を超える無駄な税金が使われています。(本庁・上下水道工事契約実績約100億円)平成23年度委託業務6件の入札を今回の改悪制度でやり直すと、ムダ合計は5,350万円になります。

調査をして問題なければ入札業者の中の最低価格者を落札業者とすべきです。豊橋市では検査監督を義務付けていますし工事入札登録業者は資格、実績がある立派な会社です。これまでに豊橋市ではダンピングの実例はありません。予定価格も失格判断基準価格、最低制限価格も市の目安にとどめ、以下の条文通りの入札を行うべきです

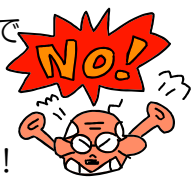
### 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要(国交省)

競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが、会計法及び地方自治法の原則となっているが(最低価格自動落札)、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格(地方公共団体のみ)により、契約の適切な履行がなされない懸念があると認められる場合には、これを契約から排除することとされている。

### いままでの落札者はどうするでしょうか?

企業努力で受注(落札)してきましたが、今までの入札額だとダンピングの汚名を着せられて失格になります。失格判断基準は公表されますから、いままでの入札額より2~3倍の価格で入札しないと失格になるわけですから、2~3倍で入札することになります。

倒産しない、クビにならない、人の金(税金)で発注する役人のなせる業、  
がんばった者が報われず正直者が馬鹿を見る、  
なんとしてもこの改悪制度は撤回させなくては!



このような最低制限価格制度が続けば、何十億円もの市民の血税がムダに使われ、本当に必要な医療、福祉の財源が減り、個人負担が増えることとなります。

### H25,6月議会の寺本ひろゆき議会報告会

を開催します

お気軽にお誘いあってご参加ください。

と き: 7月7日(日) 13:30~15:45

と ころ: 豊橋市市民文化会館 第3会議室



いつもありがとうございます。行政相談を承っております。ご相談事がありましたら090-8458-7575(寺本)へおかけください。

豊橋市議会一人会派: 紘基会 / 豊橋市民オンブズマン代表 寺本ひろゆき

FAX0532-88-3422 携帯 090-8458-7575 PCメール teramoto\_kokikai@yahoo.co.jp

hp: [http://www.geocities.jp/teramoto\\_net](http://www.geocities.jp/teramoto_net)

今年度も政務活動費(年間108万円)を辞退して議員活動を行なっております。(1期目から議員自ら身を削れ、とまっすぐ改革) 紘基会では会員を募集しております。詳しくお電話でお問合せください。またはホームページを参照ください。

※ 事例 3.大雨浸水対策実施設計委託業務  
予定価格(税抜き) 18,960,000円  
落札決定価格 5,360,000円  
(実勢価格 870万円)

業者名	いままでの入札結果	結果	改悪後
(株)第一設計豊橋支店	5,360,000	落札	失格
中部水工(株)豊橋事務所	6,700,000	参加	〃
(株)日本水工コンサルタント 豊橋営業所	7,470,000	〃	〃
キタイ設計(株)東三河事務所	7,780,000	〃	〃
(株)フジヤマ 豊橋支店	7,900,000	〃	〃
(株)テクノ 東三河支店	8,500,000	〃	〃
(株)拓工 豊橋事務所	9,250,000	〃	〃
(株)朝日設計事務所 東三河営業所	9,500,000	〃	〃
中部復建(株) 東三河営業所	9,600,000	〃	〃
若鈴コンサルタンツ(株) 三河営業所	9,630,000	〃	〃
(株)あづま	10,500,000	〃	〃
(株)日新技術コンサルタント 豊橋営業所	11,900,000	〃	〃
協和調査設計(株)豊橋支店	14,900,000	〃	落札
(株)葵設計事務所	15,200,000	〃	
アローコンサルタント(株) 豊橋支店	15,400,000	〃	
中日本建設コンサルタント(株) 豊橋事務所	16,000,000	〃	
(株)愛河調査設計豊橋支店	16,330,000	〃	
(株)梶川土木コンサルタント 豊橋営業所	18,000,000	〃	
(株)間瀬コンサルタント 豊橋営業所	20,000,000	〃	

差(ムダ)額 954万円



H25,3月議会で議会基本条例が可決されました。これによって市長側は、議員に対して質問の趣旨説明を要求できるようになりました。早速この6月議会で寺本は副市長から3回趣旨説明の請求がされました。今回は私だけでしたね、受けたのは。この制度は「良し」としても、質問者の持ち時間のタイムロスになります。本来一問一答形式の質疑応答とセットで行うべきものです。(近隣市はすべて一問一答形式です。)

行政側答弁席にマイクを設置して起立答弁にすれば傍聴者も分りやすいし、タイムロスも防げます。また、市民参加を高めるためにも土日開催も考えるべきでしょう。

すぐできる改革です。